

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築指導課

許認可等の内容		建築物エネルギー消費性能に係る認定
根拠法令等及び条項		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第2項
	参考事項	栃木市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律抜粋</p> <p>第41条第2項 所管行政庁は、前項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。</p>	